

# 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会藤沢支部規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本支部は公益社団法人神奈川労務安全衛生協会（以下「本部」という）藤沢支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 支部の事務局は、神奈川県藤沢市におく。

(目的)

**第3条** 支部は本部方針に基づき、支部として事業場等における適正な労働条件の確保、労働災害の防止、健康保持増進等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業・企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労働基準法及び関係法令の普及啓発活動の促進
- (2) 労働災害防止及び職業性疾病予防のための活動の促進
- (3) 労働安全衛生法による技能講習、特別教育等の実施
- (4) 講演会、講習会等の開催
- (5) 労働条件等に関する相談活動
- (6) 情報資料等の収集、調査・研究及び広報
- (7) その他本支部の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

**第5条** 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 会員

(会員)

**第6条** 会員は支部組織の地域に所在している事業場、支部の目的に賛同した事業場または同事業場内で構成される団体とする。

(入会)

**第7条** 会員になるには、所定の「入会・退会・変更届様式」に記載し、当該年度の会費を添えて支部長へ申し込み、本部理事会の（以下「理事会」という。）の承認を得なければならない。

(退会)

**第8条** 会員は所定の「入会・退会・変更届様式」に記載し、支部長を通じ会長に届出ることにより任意に退会することができる。

2 会員は次に該当した場合には退会したものとみなす。

- (1) 会員事業場が解散したとき
- (2) 会費の納入義務を遂行しないとき
- (3) 会員のすべてが同意したとき

(変更)

**第9条** 会員はその名称、代表者の氏名又は所在地を変更したときは、所定の「入会・退会・変更届様式」に記載し、遅滞なくその旨を支部長に届け出なければならない。

(除名)

**第10条** 会員が次に該当したときは、第19条に定める支部総会の決議により総会に会員の除名を求めることができる。

- (1) 支部の目的の達成、又は業務の運営を妨げたとき
- (2) 支部の規約に違反、又は名誉をき損する行為をしたと認められたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会費等)

**第11条** 会員は支部の事業に必要な経費に充てるため別に定める会費を納入しなければならない。  
2 徴収した会費は、会員が退会又は除名された場合においても返還しない。

### 第3章 支部役員

(支部役員及びその員数)

**第12条** 支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 支部役員 45名以上60名以内(支部長及び副支部長を含む)
- (4) 監査 2名

(支部役員の任免)

**第13条** 支部役員は支部総会において選任し、又は解任する。

- 2 支部役員に欠員が生じた場合には補充役員を選任する。ただし、役員会において業務の執行に支障がないと認めたときはこの限りではない。

(支部役員の任期)

**第14条** 支部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 支部役員は任期満了後又は辞任後も、新たな支部役員が就任するまでは引続きその職務を行う。
- 3 補欠として選任された支部役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(支部役員の職務)

**第15条** 支部役員は、役員会を構成し、支部業務の決定に参画する。

- 2 支部長は支部を代表し、支部業務を統括する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監査は支部の業務並びに経理状況を監査する。

(支部役員の報酬等)

**第16条** 支部役員は、無報酬とする。

- 2 支部役員には、その職務執行に要する費用を払うことができる。

## 第 4 章 支部総会

(構成)

**第 17 条** 支部総会は会員をもって構成する。

(種類及び開催)

**第 18 条** 支部総会は通常支部総会及び臨時支部総会とする。

- 2 通常支部総会は、毎年 1 回事業年度終了後、3 カ月以内に開催する。
- 3 臨時支部総会は、必要に応じて開催する。

(招集及び議長)

**第 19 条** 支部総会は、支部役員会の決議により、支部長が招集する。

- 2 支部総会の招集は、開催日の 2 週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 3 支部総会の議長は出席会員中よりこれを選出する。
- 4 会員の 10 分の 1 以上から、支部総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により召集の請求が支部役員にあったときは、支部長は臨時支部総会を開催しなければならない。

(支部総会の議事及び議決)

**第 20 条** 支部総会は、総会員数の 2 分の 1 以上の会員の出席をもって成立する。

- 2 支部総会に出席できない会員は、予め通知された事項について他の会員に議決権の行使を委任し、又は書面によって議決権を行使することができる。
- 3 支部総会の議事は出席した会員の過半数によって決議する。

(決議事項)

**第 21 条** 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部役員を選任及び解任
  - (2) 予算並びに事業計画の承認
  - (3) 決算並びに事業報告に関する事項
  - (4) 規約の変更
  - (5) 会員の除名に関し、総会へ決定を求める事項
  - (6) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
  - (7) 解散に関する事項
  - (8) 前各号に定めるものの他、支部長が必要と認めた事項
- 2 前項の(4)、(5)、(7)の事項については、支部会員の 3 分の 2 以上で決議する。

(議事録)

**第 22 条** 支部総会の議事については、議事録を作成し議長及び支部総会で選任した支部役員が記名捺印する。

## 第 5 章 支部役員会および支部役員幹事会

(支部役員会)

**第 23 条** 支部に役員会をおく。

- 2 役員会は、すべての支部役員及び監査をもって構成する。

(議決)

**第 24 条** 役員会は支部役員半数以上の出席をもって成立する。

2 役員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(決議事項)

**第 25 条** 役員会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 支部総会に提出する議案
- (2) 予算並びに事業計画に関する事項
- (3) 支部運営に必要な事項
- (4) 前各号に定めるものの他、支部長が必要と認めた事項

(議事録)

**第 26 条** 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(支部役員幹事会)

**第 27 条** 支部に支部役員幹事会をおく。

2 支部役員幹事会は、支部長代行、副支部長代行、第 30 条に定める常設部会の部会長ならびに副部会長、および支部長が指名した支部役員をもって構成する。

(決議事項)

**第 28 条** 支部役員幹事会は、次の事項について決議し支部役員会に上程する。

- (1) 支部総会に提出する議案
- (2) 予算並びに事業計画に関する事項
- (3) 支部運営に必要な事項
- (4) 前各号に定めるものの他、支部長が必要と認めた事項

## 第 6 章 事務局並びに常設部会

(事務局)

**第 29 条** 支部に事務局を置く。

2 事務局の組織・人事・服務規程等は役員会の議決を経て、支部長が定める。

(常設部会)

**第 30 条** 支部の事業を円滑に遂行するために労務部会、安全部会、衛生部会、広報部会を置く。

また、安全部会の下部組織として「物流対策委員会」、衛生部会の下部組織として「産業保健活動委員会」を置く。

(常設部会の運営)

**第 31 条** 常設部会の運営は次のとおりとする。

- 2 常設部会は、役員事業場から推薦された委員をもって構成し、部会長および副部会長は部員の互選によって決める。
- 3 常設部会の任務は次のとおりとする。
  - (1) 労務部会
    - ① 労務管理に関する事業の企画・立案
    - ② 労務教育に関する実施要領の作成
    - ③ 労務管理に関するテキスト・資料の選定ならびに編集
    - ④ 講師の選任ならびに講師団の編成

- ⑤その他労務管理・教育にかかわる事業の計画的推進
- (2) 安全部会
  - ①安全管理に関する事業の企画・立案
  - ②安全教育に関する実施要領の作成
  - ③安全管理に関するテキスト・資料の選定ならびに編集
  - ④講師の選任ならびに講師団の編成
  - ⑤物流対策委員会の後援
  - ⑥その他安全管理・教育にかかわる事業の計画的推進
- (3) 衛生部会
  - ①衛生管理（環境改善を含む）に関する事業の企画・立案
  - ②衛生教育に関する実施要領の作成
  - ③衛生管理に関するテキスト・資料の選定ならびに編集
  - ④講師の選任ならびに講師団の編成
  - ⑤産業保健活動委員会の後援
  - ⑥その他衛生管理・教育にかかわる事業の計画的推進
- (4) 広報部会
  - ①支部報に関する企画・立案
  - ②資料の収集ならびに原稿の依頼
  - ③支部報の編集および発行
  - ④その他広報活動の計画的推進

## 第 7 章 会 計

（会計年度）

**第 32 条** 支部の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会計処理）

**第 33 条** 支部の会計処理は、本部会計処理規程に基づくものとする。

（会計責任者）

**第 34 条** 支部の会計責任者は支部長とし、出納管理は支部事務局長が行う。

（予算書の作成）

**第 35 条** 支部長は毎会計年度開始前に予算案を作成し、役員会の承認を受けなければならない。

（決算書の作成）

**第 36 条** 支部長は毎会計年度終了後に収支決算書を作成し、監査による会計監査及び役員会の議決を経て支部総会の承認を受けなければならない。

（経費）

**第 37 条** 支部の経費は会費、事業収入金、寄付金、その他をもってこれにあてる。

2 前項の経費は支部長が管理する。

（会費）

**第 38 条** 会費は別表に定める金額とする。

2 期中入会員の会費は別表に定める年会費を月割りにし、当年度残月数分を一括して納入する。

## 第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第 39 条** 支部は定款第 41 条に基づきその活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

**第 40 条** 支部は定款第 42 条に基づき業務上知り得た個人情報の取扱いに万全を期すものとし、情報漏えい、滅失又はき損やシステムへの不正侵入等の事故を発生もしくは発見したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

### 付 則

- 1 本規約に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。
- 2 本規約は、支部総会の決議によって変更することができる。
- 3 本規約は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 本規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。(第 30 条 常設委員会の改定)
- 5 本規約は 2019 年 4 月 1 日より施行する。  
(第 6 条 会員、第 7 条 入会、第 8 条 退会、第 9 条 除名、第 10 条 会費等、第 11 条 届出、第 27 条 支部役員幹事会、第 30 条 常設委員会、第 31 条 常設委員会の運営の改定)

## 会費に関する細則 [別表]

第1条：会員の会費（公益社団法人神奈川労務安全衛生協会(本部)費を含む）として3条の区分による金額を毎年6月末までに納入する。

第2条：公益社団法人神奈川労務安全衛生協会(本部)費は本会費より支出納入する。

第3条：本会費は次のとおりとする。

従業員数（人）			年 額
1	～	10	7,200
11	～	20	8,400
21	～	30	9,600
31	～	40	10,800
41	～	50	12,000
51	～	100	14,400
101	～	150	16,800
151	～	200	19,200
201	～	300	24,000
301	～	400	31,200
401	～	500	39,600
501	～	600	48,000
601	～	700	60,000
701	～	800	66,000
801	～	900	72,000
901	～	1000	84,000
1001	～	1500	102,000
1501	～	2000	120,000
2001	～	2500	144,000
2501	～	3000	156,000
3001	～	3500	168,000
3501	～	4000	180,000
4001	～	5000	192,000
5000	～	6000	204,000
6001	～	7000	216,000
7001	～	8000	228,000
8001	以上		240,000